

○ 事業概要

- ・ 感染症対策休業要請等協力金事業(福祉保健課) 659,432千円
(補正後:3,235,799千円)

新型コロナウイルス感染症対策のための飲食店等への営業時間短縮要請に伴い、都城市及び三股町と連携して協力金を支給するための経費

協力金の支給額

- ・ 中小企業 売上規模に応じて、1店舗1日当たり2.5万円～7.5万円の範囲で支給
- ・ 大企業 売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり20万円又は前年度(前々年度)の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額を上限として支給

- ・ 飲食関連事業者等緊急支援事業(商工政策課) 76,350千円
(補正後:241,045千円)

都城市及び三股町の飲食店等への営業時間短縮要請に伴う影響を大きく受けている飲食関連事業者等に対し、10万円の支援金を支給するための経費

- (対象) 都城市及び三股町の飲食店等への営業時間短縮要請により、直接的に大きな影響を受けた事業者
- (要件) 対象月の売上が前年又は前々年の同月売上と比較して50%以上減少していること